

平成19年4月以降の指定障害福祉サービス事業者の指定等

障害者自立支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに同法第32条第1項の指定相談支援事業者の指定については、千葉県から千葉市への権限移譲に伴い、**平成19年4月1日以降、千葉市が窓口**となります。

下表に4月1日からの届出先をまとめましたので、参考にしてください。なお、担当課も下表のとおりとなりますので、ご注意ください。

1 市内に事業所が所在する場合

番号	区 分	千葉県障害者自立支援課	千葉県障害企画課
1	法第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者 及び 指定障害者支援施設 の指定	居宅介護・重度訪問介護・行動援 護・療養介護・児童デイサービス・ 重度障害者等包括支援・共同生 活介護・共同生活援助	生活介護・短期入所・施設入所支 援・自立訓練・就労移行支援・就 労継続支援・旧法施設支援
2	法第32条第1項の 指定相談支援事業者 の指定		
3	法第30条第1項第2号イの 基準該当障害福祉サービス事業者 の登録		
4	千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者の登 録等に関する要綱第3条第1項の 登録地域生活支援給付サービス事業者 の登録 〔移動支援・訪問入浴サービス〕 〔日中一時支援・生活サポート〕		
5	上記1～4の事業に係る 法第79条第2項の規定による 事業開始届	1～4と同様	1と同様

「指定」「登録」には、変更、廃止・休止・再開、辞退等の届出を含みます。

2 市外に事業所が所在する場合(千葉県内)

番号	区 分	千葉県障害者自立支援課	千葉県
1	法第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者 及び 指定障害者支援施設 の指定		〔我孫子市内の事業所は我孫子市 (一部のサービスを除く)〕
2	法第32条第1項の 指定相談支援事業者 の指定		(我孫子市内の事業所は我孫子市)
3	法第30条第1項第2号イの 基準該当障害福祉サービス事業者 の登録	(事業を行う市町村)	
4	千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者の登 録等に関する要綱第3条第1項の 登録地域生活支援給付サービス事業者 の登録 〔移動支援・訪問入浴サービス〕 〔日中一時支援・生活サポート〕		
5	上記1～4の事業に係る 法第79条第2項の規定による 事業開始届		(船橋市内の事業所は船橋市)

「指定」「登録」には、変更、廃止・休止・再開、辞退等の届出を含みます。

事業者指定担当の連絡先

千葉県 障害者自立支援課 自立推進係	043 - 245 - 5228
障害企画課 施設班	043 - 245 - 5174